二の六　平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十五年度に本邦に入国したフィリピン人就労介護福祉士候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十九年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

二の七　平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十六年度に本邦に入国したフィリピン人就労介護福祉士候補者のうち協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成三十年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

三　インドネシア人看護師等　指針第三の一の2の㈠に規定するインドネシア人看護師等及び特例インドネシア人看護師候補者等をいう。

四　ベトナム人看護師等　指針第三の一の2の㈠に規定するベトナム人看護師等及び特例ベトナム人看護師候補者等をいう。

二の六　平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　平成二十五年度に本邦に入国したフィリピン人介護福祉士候補者のうち、協定附属書八第一部第六節1(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十九年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

［加える。］

三　インドネシア人看護師等　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）第二の五並びに経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一及び二に規定する者をいう。

四　ベトナム人看護師等　平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号）第二の六に規定する者及び平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十九年法務省告示第二百四十八号）第二の一に規定する者をいう。

五　特例受入れ機関　その設立している病院又は介護施設（特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン厚生労働省告示」という。）に定める要件に適合するものに限る。）において雇用する契約を特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者との間で締結した公私の機関をいう。

六　［略］

第三　［略］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

［一～四　略］

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6に定める

五　特例受入れ機関　その設立している病院又は介護施設（特例フィリピン人看護師候補者及び特例フィリピン人介護福祉士候補者の雇用管理、研修等の実施に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百九十号。以下「特例フィリピン厚生労働省告示」という。）に定める要件に適合するものに限る。）において雇用する契約を特例フィリピン人看護師候補者又は特例フィリピン人介護福祉士候補者との間で締結した公私の機関をいう。

六　［同上］

第三　［同上］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

［一～四　同上］

五　二の報酬の支払状況及び四の特例雇用受入れ施設の要件の遵守状況について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める日現在で受入れ調整機関（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）第一の四の6に定める